

令和 7 年度  
高岡市立芳野中学校  
いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

# 芳野中学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他生徒の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての生徒にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導體制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、生徒自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、生徒会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

## 2 いじめの防止等の対策

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こり得るという意識をもち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、生徒一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

学校は生徒に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

#### ①生徒理解と環境づくり

- ・いじめに関する校内研修を行います。
- ・学習規律の徹底を図ります。
- ・Q-U調査（学級診断尺度調査）を行い、望ましい学級集団をつくります。
- ・生徒全員へ定期的な個人面談を実施します。（年3回）
- ・生徒理解に努め、個人シートを作成します。

#### ②自尊感情をはぐくみ、互いを思いやる豊かな心の育成

##### ○「いのちの教育」の推進

- ・道徳科の授業で、いじめに関する資料を取り扱います。
- ・部活動を通して、仲間との連帯感や感動の共有を図ります。

##### ○生徒が主体となる取組の充実

- ・学級や学年、生徒会の自治的活動を推進し、自己有用感を味わえる活動を行います。
- ・芳中ソーラン、文化委員会が運営する合唱コンクール等、生徒が主体となる活動の充実を図ります。
- ・生徒会で、いじめ防止に関する活動を企画し、標語やポスターを掲示します。

#### ③家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・ホームページや学年だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図ります。
- ・PTAや学校評議員会、保護司会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・PTAと連携した挨拶運動を実施します。
- ・校区の清掃奉仕活動や地域の行事に積極的に参加させ、地域の人々との交流を深め、地域の一員としての自覚を高めます。

### (2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく、積極的に関わります。生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底します。

また、早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等とチームを組んで的確に対応します。

#### ①いじめの積極的認知

- ・生徒が相談しやすい雰囲気をつくるとともに、生徒へのSOSの出し方教育を推進し、早期発見に努めます。
- ・日常的な観察、アンケート調査、教育相談などにより、いじめが疑われる事案について、きめ細かく積極的な認知に努めます。
- ・日常の観察、生徒や保護者の会話を通して、些細な変化や情報を見逃さず、早期発見・早期対応に努めます。

## ②日常的な観察

- ・登下校指導、休み時間や昼休み、各学年で担当を決めて校舎内を巡回します。授業時は、(教科)担任が早めに教室へ行きます。
- ・毎日の生活ノートや学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から、情報を集め、教職員間で情報を共有します。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。
- ・週1回巡回型スクールソーシャルワーカーによる校内の巡視を実施し、早期発見につなげます。

## ③アンケート調査

- ・「学校生活に関するアンケート」及び「いじめに関するアンケート」を定期的に行います。
- ・「生活振り返りカード」を各学級で適宜活用します。

## ④教育相談

- ・生徒全員へ定期的な個人面談を実施します。(年3回)
- ・校区の保護司による「芳中木曜心の相談室」を開設します。

## (3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保します。その上で、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげます。また、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

### ①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

### ②いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、環境を整えます。

### ③いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

#### ④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

#### ⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

#### ⑥感染症にかかる偏見や差別への対応

- ・感染症対策の徹底に留意しつつ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施、健康に関するアンケート、担任やスクールカウンセラーによる個人面談等の教育相談等を実施し、感染症に悩みを抱える生徒の早期発見に努めます。
- ・医師の指示等により出席を控えているなどの生徒や生徒やマスク着用の有無についての偏見や差別が生じないように、生徒指導上の配慮等を十分に行います。

### 〇いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断します。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとします。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとします。

#### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとします。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

### (4) いじめの再発防止

同じ生徒が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

#### ①生徒の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・生徒の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

#### ②再発防止の取組

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に作る指導等の充実に努めます。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

### 3 いじめ対策委員会

#### (1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、カウンセリング指導員、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員
- ※必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）、校区の保護司等を加えます。

#### (2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

### 4 年間計画

月	取組	月	取組
4		10	・ Q-U調査
5	・ いじめ対策委員会 ・ P T A挨拶運動	11	・ いじめ対策委員会 ・ 生徒会によるいじめ防止活動 ・ 学校生活アンケート調査 ・ 教育相談（全員面接） ・ P T A挨拶運動
6	・ e-ネット安心講座 ・ 学校生活アンケート調査 ・ 教育相談（全員面接） ・ Q-U調査	12	・ いじめをなくすためのアンケート調査
7	・ いじめ対策委員会 ・ いじめをなくすためのアンケート調査 ・ P T A挨拶運動	1	・ いじめ対策委員会
8	・ 校内研修会（いじめ事例研究）	2	・ 学校生活アンケート調査 ・ 教育相談（全員面接）
9	・ いじめ対策委員会 ・ 校区清掃奉仕活動	3	・ いじめ対策委員会 ・ P T A挨拶運動 ・ 学校評価の結果集計、考察

### 5 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。